

### 第3節 目標（目指すべき指標）

#### (1)ごみ総排出量の目標

平成27年度におけるごみ総排出量の目標は、現状（平成22年度）から約10%削減した435千トンと設定する。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値から29千トンの削減が必要である。

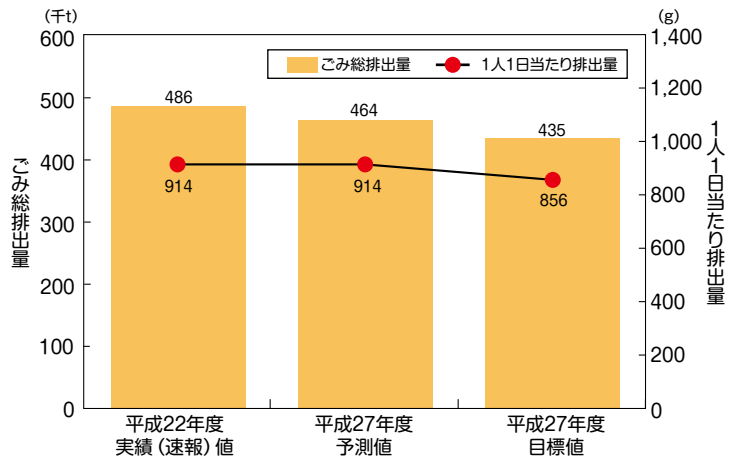


図3-3-1 ごみ総排出量の目標

#### (2)再生利用率の目標

平成27年度における再生利用率の目標は、現状（平成22年度）から約6ポイント上乗せした約25%と設定する。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値から27千トンの増加が必要である。

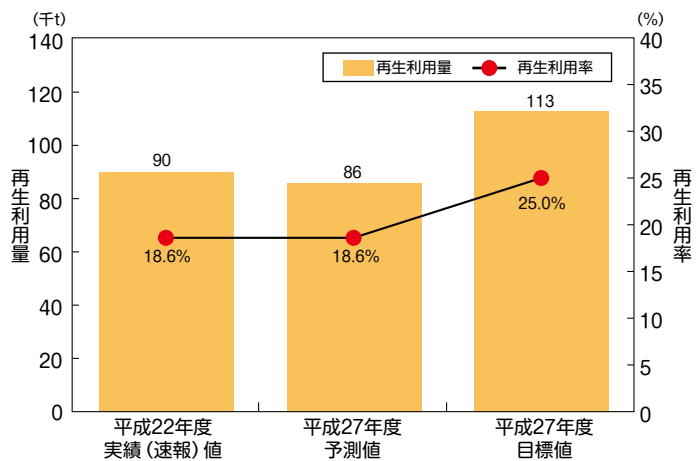


図3-3-2 再生利用率の目標

#### (3)最終処分量の目標

平成27年度における最終処分量の目標は、現状（平成22年度）から約20%削減した47千トンと設定する。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値から9千トンの削減が必要である。

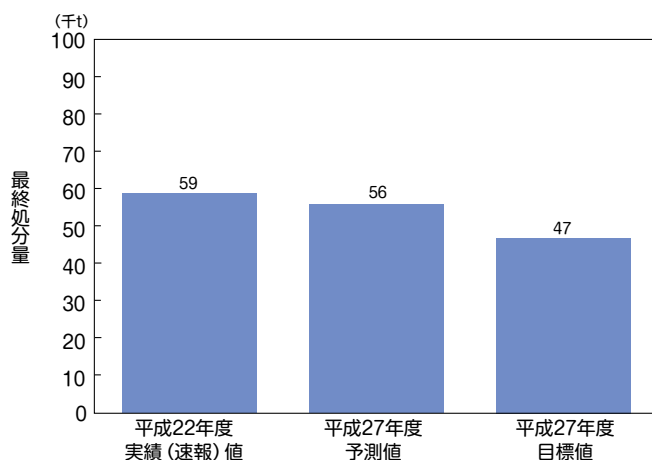


図3-3-3 最終処分量の目標

## 2 産業廃棄物の減量化目標

本県の平成21年度における産業廃棄物の排出量は8,005千トンであり、平成16年度から1,509千トン減少した。また、排出量の減少に伴い、再生利用率は増加、最終処分量は減少した。

本県において循環型社会を実現するためには、この傾向を一層確かなものとし、今以上に進展させることが重要である。

このため、資源循環促進税をはじめとする各種施策やリサイクル推進の更なる取組みなどにより、本県の平成27年度における産業廃棄物の減量化目標を以下のように定める。

### 産業廃棄物の減量化目標

1. 排出量を平成21年度から約6%削減する（7,500千トンに削減）。
2. 再生利用率を約36%に増加する（再生利用量を2,750千トンに増加）。
3. 最終処分量を平成21年度から約20%削減する（275千トンに削減）。

表3-3-2 産業廃棄物の減量化目標

項目	単位	実績値	予測値	目標値
		平成21年度	平成27年度	平成27年度
排出量	千t	8,005	7,618	7,500
再生利用率	%	28.1%	28.1%	36.0%
再生利用量	千t	2,253	2,144	2,750
最終処分量 (海洋投入処分を含む量)	千t	343 (482)	309	275

注1. 産業廃棄物の減量化目標のうち、最終処分量に係る目標は、県内と県外での最終処分量の合計を対象とする。

2. 海洋投入処分は平成22年度末に廃止された。

(参考) 国の基本方針に定める産業廃棄物の減量化の目標

○排出量：平成27年度は、平成19年度に対し、約1%の増加に抑制

○再生利用率：平成27年度は、平成19年度の約52%を約53%に増加

○最終処分量：平成27年度は、平成19年度に対し、約12%削減

### 第3節 目標（目指すべき指標）

#### (1)排出量の目標

平成27年度における排出量の目標は、現状（平成21年度）から約6%削減した7,500千トンと設定する。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値から118千トンの削減が必要である。

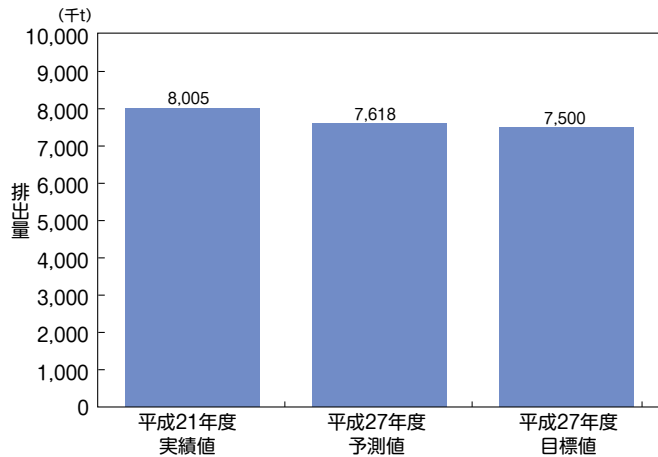


図3-3-4 排出量の目標

#### (2)再生利用率の目標

平成27年度における再生利用率の目標は、現状（平成21年度）から約8ポイント上乗せした約36%と設定する。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値から約600千トンの増加が必要である。

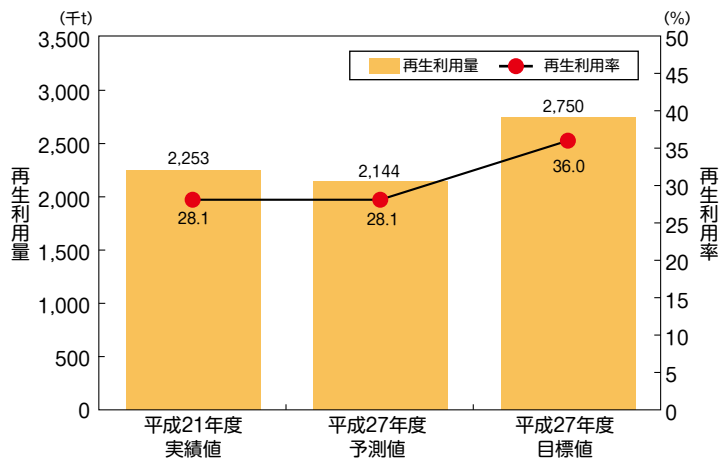


図3-3-5 再生利用率の目標

#### (3)最終処分量の目標

平成27年度における最終処分量の目標は、海洋投入の廃止を受けて埋立処分量を対象とし、現状（平成21年度）から約20%削減した275千トンと設定する。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値から34千トンの削減が必要である。

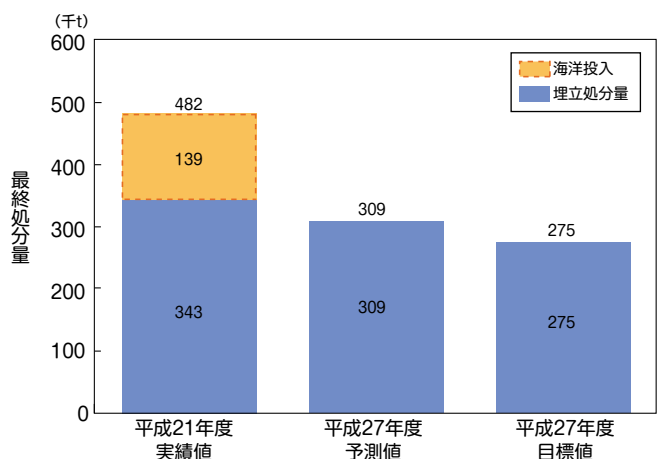


図3-3-6 最終処分量の目標

## 第 1 節 基本方針

平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されて以来10年が経過し、国民一人ひとりの環境意識の向上や企業による技術開発、システム見直しを通じた全国的な循環型社会づくりへの取組みが進んだことで、廃棄物の排出量等は大幅に減少した。

本県においても廃棄物の排出量、最終処分量は大幅に減少したが、循環型社会の構築をより一層推進していくためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの取組みを引き続き充実させていくとともに、どうしても循環利用できない廃棄物については適正処理することが基本となる。

そのため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に対する反省の意識が定着した今日、「持続可能な開発・発展」という未来の人々に対する責任を果たしていくために、私たち一人ひとりが資源循環を基調とする生活スタイルをより広く実践していくとともに、事業活動においても廃棄物の発生を抑制しつつ、環境に配慮した製品・サービスの提供や、更には排出者責任・拡大生産者責任などを踏まえた廃棄物の適正処理など、環境への配慮を進めていく。

また、廃棄物を資源として循環させていくためには、循環型社会ビジネスの育成や新たな技術・システムの開発・導入を促進するとともに、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模での循環システムを形成することが重要である。

そのため、地域で循環可能な資源は地域で循環させ、困難なものは広域的に対応していく「地域循環圏」の考え方に基づいて、リサイクル及び適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指す。

### 3つの基本方針

**3Rの推進**

**廃棄物の適正処理の確保**

**循環型社会ビジネスの振興**



食品製造残さの家畜の飼料化  
(エコフィード)



環境教育



不法投棄防止看板

【基本理念】 調和と循環により、かけがえのない環境を守る

「やさしい愛顔<sup>えがお</sup>」づくり

環境と調和した暮らしづくり

環境への負荷が少ない循環型社会の構築

### 3Rの推進

#### 1 3R活動の普及啓発

- ①環境教育・環境学習の充実
- ②普及啓発の推進
- ③適確な情報提供

#### 2 リデュース(発生抑制)の推進

- ①家庭ごみの減量化
- ②排出事業者への指導等

#### 3 リユース(再使用)の推進

- ①再使用製品等の利用促進
- ②事業活動における再使用の促進

#### 4 リサイクル(再生利用)の推進

- ①資源ごみの分別収集の充実
- ②リサイクル施設・設備の整備と技術開発
- ③リサイクル関連法の着実な施行

### 廃棄物の適正処理の確保

#### 1 適正処理の確保と不適正処理の防止

- ①適正処理の確保
- ②不法投棄対策の強化
- ③優良な処理業者の育成

#### 2 適正な処理施設の確保

- ①一般廃棄物処理施設の適正整備
- ②民間事業者による処理施設の適正確保
- ③公共関与による処理施設の活用

### 循環型社会ビジネスの振興

#### 1 循環型社会ビジネスの育成・支援

- ①資源循環優良モデル認定制度の充実
- ②製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進
- ③廃棄物の3R技術・システム等の研究開発等の推進

凡例

基本方針

基本施策

○主な取り組み

循環型社会づくりを推進する各主体は、基本方針及び基本施策に沿って、引き続き幅広い事業展開に努めるものとする。

## 1 3Rの推進

### (1)3R活動の普及啓発

循環型社会の構築に向けた活動を更に活発にして定着させていくためには、県民一人ひとりが「循環型社会づくりの担い手」としての意識を持ち、家庭や地域、さらに企業の一員として継続的な取り組みを続けていく必要がある。

そこで、環境に配慮した生活スタイル、事業活動の定着に向け、県民、事業者など各主体の意識を高めるため、子供から大人までを対象とした環境教育・環境学習を充実させるとともに、身近な3R活動の取り組みやイベント等による普及啓発活動を行うほか、ホームページや新たなメディア等様々な機会を活用し、3Rに関する情報提供に努める。

#### ①環境教育・環境学習の充実

- ア. 学校やNPO等が開催する学習会等に講師として派遣される人材(愛媛県環境マイスター等)を育成・確保するとともに、3Rに関する学習教材を作成するなど、正しい知識の普及に努める。
- イ. 幼少期からの家庭での取り組みを通じて社会全体への普及定着を図るため、家庭における環境教育の充実や日本が誇る「もったいない」の意識の醸成に努める。

#### ②普及啓発の推進

- ア. 市町やNPO、企業等と連携した環境イベントを、環境月間(6月)、3R推進月間(10月)などの機会に積極的に実施しながら、3R活動の普及促進や各主体の役割などの啓発に取り組む。
- イ. マイバッグやマイボトル等の普及による使い捨て容器包装の削減や、環境配慮型商品の選択など環境にやさしい買い物を促進するなど、身近な3R活動への取り組み拡大を図る。

#### ③適確な情報提供

- ア. 3R活動の先進事例やユニークな取組事例など、県ホームページ(えひめの循環型社会づくり)や急速に発達する様々なメディア等を活用し、県民や事業者が求める情報を分かりやすく迅速に提供する。
- イ. 生産、流通、消費など各界の代表で構成する「えひめ循環型社会推進会議」を開催し、リサイクル情報や循環資源など3Rに関する情報収集・交換を通じて、各主体の実践活動を促進する。

#### (2)リデュースの推進

3R活動のうち最優先で取り組むべきなのがリデュース（廃棄物の発生抑制）である。

県民一人ひとりが「持続可能な社会」という未来に対する責任を自覚し、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町やNPO等と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組みを支援する。

また、事業活動においても、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組みを推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じる。

##### ①家庭ごみの減量化（一般廃棄物）

- ア. 家庭ごみの約5割（容積比）と大きなウエイトを占める容器包装ごみについては、レジ袋やペットボトルの削減策など、市町や事業者とともに消費者への啓発や実践的な取組みを検討、推進する。
- イ. 市町が推進するごみの分別収集の拡充や適正な排出方法の理解促進のため、県民に対する情報提供を進めるなど、市町と連携して取り組む。
- ウ. 日頃からごみの減量化や資源循環を意識できるように、様々な機会を捉え、生活スタイルの見直しを啓発する。

##### ②排出事業者への指導等（産業廃棄物）

- ア. 様々な素材が含まれる産業廃棄物について分別排出を徹底するとともに、搬入や搬出に際して環境に配慮した事業活動を進めるための指導・助言を行い、また、事業者の自主的かつ積極的な取組みを促進する。
- イ. 生産活動等から生じる産業廃棄物や事業系ごみの削減を進めるため、先進的な取組みの紹介を行うとともに、事業者の技術開発や施設・設備の導入を支援する。

#### (3)リユースの推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組みが必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図る。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図る。

##### ①再使用製品等の利用促進（一般廃棄物）

- ア. フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用や、リターナブル容器の利用を推進するなど、消費者の意識・行動の転換・誘導を図る。
- イ. 部品交換、修繕可能な製品設計やリターナブル容器の導入など、事業者の再使用に向けた取組みを促進する。

#### ②事業活動における再使用の促進（産業廃棄物）

- ア. 事業者の技術開発や施設・設備の改良等による資源のリユースを促進するとともに、リユースに適した製品開発や流通が促進されるようなモデルづくりを支援する。
- イ. 再使用や再生利用が可能な廃棄物について活発な情報交換が行われることにより、新たなリサイクル製品の開発や処理コストの削減につながるよう、県のホームページ等を利用した情報交換システムを充実し、環境に配慮した事業活動を推進する。

#### (4)リサイクルの推進

発生抑制、再使用してもなお排出される廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要がある。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進する。また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品作りなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図る。

#### ①資源ごみの分別収集の充実（一般廃棄物）

- ア. 市町における資源ごみの分別収集や地域住民による集団回収を推進するとともに、生ごみや廃食用油の回収など、地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進するため、市町に対して適切な助言、情報提供を行う。また、市町やNPO等と協力して、資源の循環利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。
- イ. 法制化が検討されている小型電気電子機器リサイクル制度について、円滑な導入が図られるよう、市町に対して適切な助言、情報提供を行うとともに、市町と協力し、県民に対する制度普及に取り組む。

#### ②リサイクル施設・設備の整備と技術開発（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア. みかんの搾汁残さや食品残さ等から利活用可能なバイオマスエネルギーの技術開発や実用化に取り組むとともに、普及促進のためのシステム構築や社会基盤の整備等を進める。
- イ. 市町や企業と連携して、下水汚泥の有効利用技術を調査研究するとともに、その成果を普及させるための支援を行う。
- ウ. 国のエネルギー政策が大きな転機を迎えている中、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用するため、廃棄物処理施設における熱回収（サーマル・リサイクル）を促進する。
- エ. 循環資源の排出・受入に関する情報交換の活性化等、循環資源のマッチングを支援することにより、地域の再生・処理システムの見直しを促進するとともに、先進的なリサイクル技術の導入を促進する。



③ リサイクル関連法の着実な施行（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア. 個別リサイクル法（容器包装、自動車、家電、建設、食品）について、県民への制度の理解促進を図り、適正な費用負担がなされることによる廃棄物の適正処理や資源の循環的利用を一層推進する。
- イ. 個別リサイクル関連事業者に対して講習会や研修会等を実施することにより、手続きや制度の理解、処理の適正化を促進するほか、公共事業における建設廃棄物の再資源化や、民間における食品廃棄物の再資源化を促進するなど、資源の再生利用率の向上を図る。
- ウ. 県においては、リサイクル製品等の需要拡大を図るため、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、環境に配慮した商品・サービス等を優先的に選択するグリーン購入に率先して取り組んでいる。行政のみならず、民間企業や団体等においてもグリーン購入が一層普及するよう啓発に努める。

## 2 廃棄物の適正処理の確保

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築する。

① 適正処理の確保（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア. 排出事業者及び処理業者への関係法令等の周知徹底や監視・指導體制の強化を図り、PCBやアスベストなどをはじめとする廃棄物処理の適正委託の徹底に努める。
- イ. 処理施設の機能が十分発揮され適正な管理運営が図られるよう指導するとともに、運営状況に関する情報を積極的に公開することにより、県民への信頼性を確保する。
- ウ. 市町間での調整により、排出量に見合った施設規模の確保など地域の実情に応じた効率的な処理体制を構築し、適正処理の確保に努める。

② 不法投棄対策の強化（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア. 警察との協力や関係機関で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」等による巡回指導や意識啓発運動を推進する。
- イ. 県民から通報を受ける産業廃棄物不法投棄110番を活用するとともに、監視カメラの増設、環境パトロールカー等や、現職警察官及び警察OBの配置により監視・指導體制の強化を図る。

#### ③優良な処理業者の育成（産業廃棄物）

- ア. 排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築するため、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準に適合する処理業者の情報を提供する。
- イ. 電子マニフェストを普及促進することにより、事務の合理化、効率化を支援する。
- ウ. 産業廃棄物処理業者に対する監視・指導などを行うほか、地域から信頼される優良な処理業者を育成するため、社団法人愛媛県産業廃棄物協会と連携して講習会・研修会等への参加機会を増やす。

#### (2)適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保する。

#### ①一般廃棄物処理施設の適正整備（一般廃棄物）

- ア. 国・地方を通じた厳しい財政状態に対応するため、既存施設の適正な維持管理を徹底し、長寿命化を図る。
- イ. 一般廃棄物処理コストを適正に分析することにより、最適な施設規模を想定するとともに、災害時における廃棄物処理への対応も踏まえた施設整備を促進する。

#### ②民間事業者による処理施設の適正確保（産業廃棄物）

- ア. 産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼向上を図るため、維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めるとともに、安全性・信頼性の高い施設・設備の確保を図る。
- イ. 地域の特性に合った地域循環圏を構築するため、地域の利点を生かした処理施設が確保されるよう、事業者への指導・助言を行う。

#### ③公共関与による処理施設の活用（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア. 財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の焼却・溶融施設は、循環型社会の先導的モデルとなる施設として、廃棄物を高度な処理施設により焼却・溶融炉内で完全に分解処理し、処理後の残さ物も全て有効活用するといった埋立物を出さない「ゼロ・エミッション」を達成しながら処理を行う。
- イ. 平成22年度には、全国で初めて、長年、処理困難物として保管されてきた微量PCB廃棄物の無害化処理施設として認定されるなど、様々な処理困難物の適正処理にも取り組み、環境保全に寄与するなど、本県の廃棄物行政において重要な役割を担っており、引き続き支援、協力等を行う。

### 3 循環型社会ビジネスの振興

#### (1) 循環型社会ビジネスの育成・支援

地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等循環資源の性状に適したリサイクル事業等3R活動の活性化を図っていくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要がある。

このため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び事業化等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組みを促進する。

#### ① 資源循環優良モデル認定制度の充実

- ア. 県民、事業者、行政等が環境にやさしい製品を率先して利用し、県内におけるリサイクル製品等の需要が拡大することにより、県内企業の環境ビジネスへの参入や新たな製品の開発を促進する。
- イ. 他の模範となるようなリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルとして認定する、県の「資源循環優良モデル認定事業」により認定した製品・取組みを、県民や県内企業等に普及啓発し、また、環境イベントの開催やリサイクル製品の販路拡大の支援など、循環型社会ビジネスの育成を図る。



#### ② 製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進

- ア. 本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙スラッジの発生抑制や減量化、有効利用を促進する技術開発を推進するため、企業や県の研究機関、大学が連携し、製紙業界における産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の具体化を図る再資源化技術等の研究開発事業を支援する。
- イ. 開発された技術を生かすため、リサイクル製品等の新たな活用策について調査研究するとともに、それらの有効利用策の事業化を支援する。
- ウ. 3Rの取組みをより効率的に進めるため、先進的技術の導入を支援する。

#### ③ 廃棄物の3R技術・システム等の研究開発等の推進

- ア. 地域の特色を生かして、循環資源の3R技術・再資源化システム等の研究開発やビジネスモデルの事業化を推進し、「地域循環圏」の構築を図っていくため、産業廃棄物処理業界や県の試験研究機関・大学等が取り組む廃棄物の3R技術等に関する研究開発を促進するとともに、事業化に向けた取組みを支援する。
- イ. エコフィードの利用促進やレアメタル回収など再資源化技術の開発を支援する。



### 1 県民〈循環型社会をかたちづくる主役〉

- ▶ 3R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践
- ▶ ごみを出さない生活スタイルへの転換
- ▶ ごみの分別・資源回収への協力
- ▶ 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分、不法投棄防止への協力

### 2 NPO・大学等〈県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手〉

- ▶ フリーマーケットの開催
- ▶ 3Rや環境に関する講座の実施など県民・消費者への啓発
- ▶ 新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ▶ 3R関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- ▶ 事業者や行政との共同研究

### 3 事業者〈環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

#### 排出事業者

- ▶ 拡大生産者責任の徹底
- ▶ 環境にやさしい製品やサービスの提供
- ▶ 事業活動における3Rの実践
- ▶ 新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ▶ 廃棄物処理の適正委託や資源循環促進税の適正な負担
- ▶ 有害物質の適正管理
- ▶ 廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解

#### 処理業者

- ▶ 適正処理の実施、処分場の適正管理
- ▶ 新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ▶ 有害物質の適正管理
- ▶ 廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解
- ▶ 技術・知識の向上（講習会への参加）

### 4 行政〈各主体の取組み支援、コーディネータ〉

- ▶ 3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発
- ▶ 分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- ▶ 廃棄物処理業者の指導・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物最終処分場の適正管理
- ▶ 熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ▶ 循環型社会ビジネスの振興
- ▶ グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

国の循環型社会形成推進計画においては、地域の特性を生かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげていくこととされている。

### 〈本県地域の特性〉

地理的には、四季折々に多彩な美しさを見せる瀬戸内海や宇和海、西日本最高峰の石鎚山を擁する四国山地に囲まれており、里地、里山、里海など、魅力あふれる自然環境が数多く残されている。また、比較的温暖な気候や安定した物価・住宅事情など、快適に暮らせる環境や時間的なゆとりにも恵まれている。

東予地域では、製紙・紙加工業の集積する地区、化学コンビナートや造船、鉄鋼工場などが立地する地区、造船や繊維産業が立地する地区など、地域ごとに特徴のあるものづくり産業が発展している。これらの製造・加工業からは産業廃棄物が多く排出されるが、多様な加工技術をもつ企業も多く立地していることから、企業間の連携等による3R技術の開発・導入が見られる。

県都松山市が所在する中予地域は、県内人口の半数以上が居住していることから、絶対量でみた家庭ごみの排出が多くなっている。また、産業面では、商業や飲食業、サービス業などの第3次産業が発達しており、食品残さや包装ごみなども多くなる傾向もあるが、リサイクルに積極的に取り組む大手製造業等も立地している。

南予地域は第1次産業が主たる産業となっているが、近年の高速道路の延伸などにより地域の特色を生かした新たな企業の発展も見られる。特に、養殖や栽培などに高い技術と経験が蓄積されており、それらから排出される廃棄物をリサイクルに生かす取り組みが行われている。

このほか、各地域で、林業や農業が主力となる山間部も抱えており、第1次産業から排出される廃棄物の循環的利用などの取り組みも行われている。

本計画においては、こうした地理的・社会的特性を考慮しつつ、循環可能な資源は地域で循環させ、困難なものは広域的に対応していくという「地域循環圏」の考え方に基づいて、地域における取組みを進める。

また、それぞれの地域が持つ技術や特性を生かして、地域間の循環資源の移動・交換などにも取り組むことで、県全体として最適なリサイクルや適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指していく。



## 1 推進体制

県では、廃棄物の減量化など3Rの推進及び適正処理の確保による循環型社会の構築を目的として、「えひめ循環型社会推進会議」を設置している。

本計画においても、「えひめ循環型社会推進会議」を中心に、県民、NPO・大学等、事業者、行政の連携により推進していくものとする。

計画に掲げた目標を達成し、「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を推進していくため、各主体は資源循環や廃棄物処理の現状及び課題について共通認識を持ち、お互いの立場を理解しながら、それぞれの役割を果たすことで、計画で示した各種の施策を着実に遂行していくものとする。

## 2 評価システム

### (1) 評価体制

本計画の進捗状況については、引き続き「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」が点検・評価を行っていく。

点検・評価に基づく結果（廃棄物の排出量、処理量など）は、各年度の県環境白書や県ホームページなどを活用して公表し、県民や事業者に対して資源の循環や廃棄物処理の現状についての情報提供を行う。

### (2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクル（①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action））により、定期的な点検・評価を行い、各施策の成果の継続的な改善を図るものとする。

そのため、一般廃棄物については、毎年度実施する一般廃棄物処理事業実態調査や資源リサイクル実態調査により、排出量等の確認を行うものとする。

産業廃棄物については、毎年度産業廃棄物実態調査を実施することは困難なことから、多量排出事業者による処理実績報告や資源循環促進税の納入・納付状況などを基に、排出量や埋立処分量などの把握に努める。なお、産業廃棄物実態調査は、この計画を改定する際に実施し、目標の達成状況を確認する。

また、県が毎年度実施する政策予算・事務事業評価に基づき、各施策の活動指標や成果指標により計画の進捗状況を把握し、事業の見直し等を実施していくこととする。

これら毎年の点検・評価、事業の見直しのほか、必要に応じて計画の見直し等を検討する。